

益子町議会議員の災害対応行動マニュアル

1 大規模災害が発生したとき

- 議長・議会事務局は、大規模災害が発生したときは、登庁するものとする。
- 議員は、自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。
- 議会事務局は、議員の安否を議長に連絡する。

大規模災害の判断基準

- (1) 全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合
- ① 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。(災害警戒本部が自動設置となる)
 - ② 県内で大規模な災害が発生又はその恐れがあり、避難勧告等が発令されたとき。
- (2) 被災地区の議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合
- ① 大雨、洪水、暴風等により災害が発生又はその恐れがあり、避難勧告等が発令されたとき。
 - ② 大規模な火災等その他重大な災害が発生し、避難勧告等が発令されたとき。

2 【初動期】(災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

- (1) 議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。
- 優先順位は次のとおりとする。
- ① 電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
 - ② 電話が繋がりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。

安否連絡方法・・・議員個人から次の手段により議会事務局あて連絡をする。

- | | |
|----------|--|
| 1 電話 | 0285-72-8858 (議会事務局) |
| | 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 局長携帯 |
| | 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 次長携帯 |
| 2 FAX | 0285-72-0900 (議会事務局) |
| 3 E-mail | gikai@town.mashiko.lg.jp |

- (2) 議員は自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力をする。
- (3) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供する。
- (4) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

3 【初動期経過後】（議会が通常の機能を回復するまで）

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。（受信等の確認）
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長へ連絡を行うこと。又、地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力すること。
- (3) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。
- (4) 議員は、町民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供すること。
- (5) 議長は、状況に応じ、被害状況の報告や今後の対応協議のため、全員協議会を開催すること。

4 議会事務局が議員から聞き取りする項目

- (1) 安否の確認と現在の状況確認
- (2) 現在の居場所
- (3) 自宅の固定電話、ファックスの使用可・使用不可
- (4) 携帯電話の使用可・使用不可
- (5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のファックス番号

5 議員への情報伝達方法

議会事務局から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

- (1) ファックスにより伝達する。
- (2) 電話により伝達する。
- (3) メールにより伝達する。

6 議会から災害対策本部への情報の提供

議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは、議会として取りまとめ、災害対策本部へ情報提供すること。

- (1) 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
- (2) 各避難所における運営方法等の要望に関すること。
- (3) 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。
- (4) その他、議長が必要と判断した事項。

7 参集又は活動時の注意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット・手袋・懐中電灯・携帯ラジオ及び筆記用具等をできるかぎり携帯するとともに、個人用として食料や飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

道路事情により、自動車が使用できない場合は、徒歩・自転車・バイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

災害対策本部が設置された場合の対応 (イメージ図)

